

令和7年度「京都観光モラル宣言キャンペーン事業」業務 委託先の選定に係るプロポーザル公募要領

1. 事業の名称

令和7年度「京都観光モラル宣言キャンペーン事業」業務（以下、本業務）という。

2. 業務目的・内容

令和7年度「京都観光モラル宣言キャンペーン事業」業務委託仕様書（以下、仕様書）に記載の通り。

3. 委託者

公益社団法人京都市観光協会（以下、協会）

4. 応募資格

次に掲げる要件すべてを充足する法人、団体、個人事業主、およびこれらにより組成された共同事業体は、本件公募への応募、ならびに公募に係る質問・問合せを行う資格を有する。

1. 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けていないこと。
2. 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
3. 国税及び地方税を滞納していないこと。
4. 行政機関からの行政指導を受けた者については、改善がなされていること。
5. 反社会的勢力若しくはその統制の下にある団体でないこと。
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く）でないこと。
7. 共同事業体による応募については、以下の要件すべてを満たすこと。
 - a. 共同事業体のすべての構成員が、上記 1 から 6 の要件を充足すること。
 - b. 共同事業体の代表者を、共同事業体の構成員の中から指定し、本提案に係る協会との連絡窓口となること。
 - c. 共同事業体の代表者の所在地を、共同事業体の所在地とすること。
 - d. 提案書提出後の共同事業体の代表者及び構成員の変更を、原則として行わないこと。
 - e. 共同事業体の代表者及び構成員が、別の応募者又は共同事業体の構成員として、本件公募への応募を行わないこと。

5. 契約条件

1. 契約形態は、業務委託契約とする。
2. 契約金額は、3,000,000円（税込）を上限とする。
3. 契約期間は、契約締結日から2026年（令和8年）1月30日（金）までとする。
4. 委託費の支払条件は、業務完了後の精算払いとする。

本業務の受託者となった者は、契約期間の末日までに、本業務の実施に要した費用の細目一覧を作成し、予め委託者の確認を受け、必要な修正を行った上で、委託者に提出しなければならない。委託者は、提出された細目一覧を精査した上で、契約額と細目一覧の合計額のうち低い方の金額を上限として、委託費の支払いを行う。
5. 本業務の受託者となった者は、その地位・権利を第三者に譲渡することはできず、本業務の全ての履行を第三者に再委託することはできない。本業務の一部の履行を第三者に再委

託する場合は、想定される再委託の範囲および再委託先を提案書に記載するとともに、契約締結後、仕様書の記載に従って、協会の承認を得なければならない。

6. 本業務に係る経費の一部として、観光庁が実施し、協会が補助事業者となっている「令和7年度オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」による経費の交付（以下、補助金）を想定する。このため、本業務の受託者となった者は、仕様書および本業務の契約書に加えて、補助金の交付規程の内容を把握するとともに、補助対象事業としての要件を充足するために必要な措置（例：経費精算に係る書類の作成、財産処分の制限等）に関する協会の指示について、善良な管理者の注意をもって応じなければならない。

6. 募集スケジュール

本件公募は、下表に記載するスケジュールにより行う。協会が、応募意思の確認期限までに「応募を検討している」旨の連絡を受領し、かつ、応募書類の提出期限までに応募書類を受領した者を、本件公募への応募者とみなす。

公募開始後にスケジュールの変更、その他本件公募に係る追加の情報が生じた場合は、本件公募に係るwebページ（https://www.kyokanko.or.jp/news/20250731_1）に随時掲出する。

2025年8月 7日（木） 17:00	応募意思の確認期限
2025年8月14日（木） 17:00	提案締切
2025年8月21日（木） 17:00 まで	審査結果通知

7. 提案依頼事項（いずれも様式自由）

- 上記A～B（仕様書参照）に関する企画提案書類の提出
- 会社概要、過去の類似実績が分かる資料の提出
- 経費見積書の提出

8. 提出方法

上記の期日までに、marketing@kyokanko.or.jp（担当：上田）宛に提出すること。

9. 審査・結果通知

- 2者以上からの応募があった場合、協会にて提案内容を審査し、受託事業者として1者を選定する。審査は応募書類のみを対象とし、プレゼンテーションは行わない。提案内容について不明点がある場合、協会は当該提出者に対して、審査期間中に個別ヒアリングを行う。
- 審査は、提出書類の内容に対して総合的に行うこととし、もっとも低い見積額を提示した事業者を選定する方式では行わない。
- 協会の会員企業による提案と、非会員企業による提案に対する審査結果が同等であるときは、原則として会員企業による提案を優先する。
- 審査結果は、期日までにすべての応募者に対して、メールにより個別に通知する。それぞれの応募者に対して選定の有無のみを通知し、応募者の総数、応募者の一覧、選定された応募者の名称、選定または不選定の理由、その他審査に係る情報については通知しない。

10. 留意事項

- 提出後の応募書類の変更・差替えは、提出期限の前後を問わず、これを認めない。
- 本件公募に関して協会に提出された提案資料および情報は、協会規程および補助金の交付規程に基づいて管理し、保存期間の終了後、適切に破棄する。

- 審査の結果、非会員企業が本業務の受託者となった場合は、業務期間中の入会を前提とする（年会費3万円）。この際、入会にあたって通常必要となる2社からの推薦は免除される。

11. 応募・問い合わせ先

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課（マーケティング担当）

担当：上田、水本、堀江

TEL: 075-213-0070 / Mail: marketing@kyokanko.or.jp

12. 参考情報

京都観光Navi	https://ja.kyoto.travel/
Kyoto City Official Travel Guide	https://kyoto.travel/
京都市観光協会ホームページ	https://www.kyokanko.or.jp/
京都観光モラル 特設サイト	https://www.moral.kyokanko.or.jp/
担い手支援 特設サイト	https://job.kyoto.travel/
手ぶら観光特設サイト	https://hands-free.kyoto.travel/
X公式アカウント（日本語）	https://x.com/kyo_kanko
Facebook公式アカウント（日本語）	https://www.facebook.com/kyokanko/
Facebook公式アカウント（英語）	https://www.facebook.com/visitkyoto/
Instagram公式アカウント（日本語、英語）	https://www.instagram.com/visit_kyoto/
YouTube公式アカウント	https://www.youtube.com/c/DMOKYOTO

以上